

四国地方小委員会及び 計画段階評価について

令和3年12月9日

国土交通省 四国地方整備局

四国地方小委員会について

1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置

2. 主な議題等

①新規事業採択時評価

②計画段階評価

③地域の道路事業の効率的・効果的な実施について意見聴取

四国地方小委員会について

社会資本整備審議会道路分科会 四国地方小委員会運営規則

社会資本整備審議会 道路分科会 四国地方小委員会 委員名簿

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的・効果的な実施に関し、四国地方整備局(以下「整備局」という。)からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年11月29日から施行する。

一部改正 平成28年12月13日

一部改正 令和3年12月9日

くろうち しんや
倉内 慎也 愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻 准教授

こんどう あきこ
近藤 明子 四国大学経営情報学部メディア情報学科 准教授

ののむら あつこ
野々村 敦子 香川大学創造工学部創造工学科 教授

はたけなか ともこ
畠中 智子 高知のまちづくりを考える会 代表

はとり つよし
羽鳥 剛史 愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 准教授

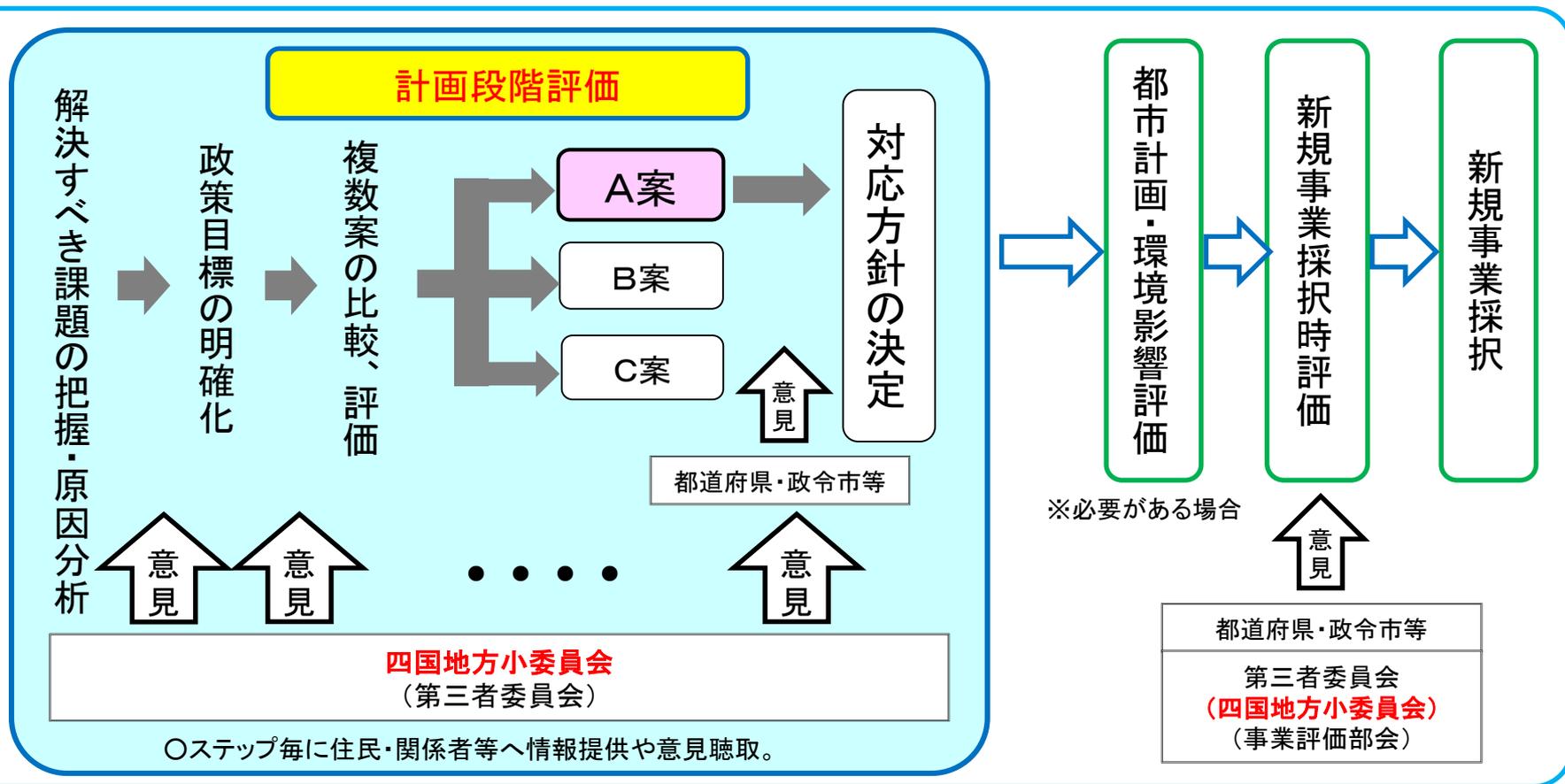
みよし しゅんさく
三好 俊作 四国経済連合会 専務理事

やまなか ひでお
山中 英生 徳島大学理工学部長 社会基盤デザイン系 教授

委員長 わたなべ つおみ
渡邊 法美 高知工科大学経済・マネジメント学群 教授

※敬称略、五十音順

事業化までの事業評価の流れ



■評価の視点

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。